

# 美容師法施行細則の一部改正（案）の概要について

## 1 目的

金沢市美容師法施行条例（以下「本市条例」という。）の制定（平成 24 年 12 月 17 日 公布、平成 25 年 4 月 1 日施行）に伴い、条例の施行に関し必要な事項を本市の規則で定める必要があるため、美容師法施行細則（以下「本市規則」といいます。）の一部改正を行うものです。

## 2 本市の考え方

本市では、これまで石川県の美容師法施行細則（以下「県規則」という。）の規定に基づき、美容師免許証及び管理美容師を置かなければならない美容所にあつては管理美容師の資格を証する書類を美容所内に掲示するように指導してきました。

本市規則においても美容師免許証及び管理美容師の資格を有することを証する書類を掲示するものとする旨を規定します。

## 3 内容

本市条例の規定に基づき、次の表に記載した考え方により本市規則に規定します。

本市規則に規定すべき基準等	市の考え方と本市規則に規定する主な内容
免許証等の掲示	県規則と同様に規定 ・従事する美容師の美容師免許証又は美容師免許証明書美容所内の見やすい場所に掲示するものとする。
管理美容師の資格に係る書類の掲示	県規則と同様に規定 ・管理美容師を置かなければならない美容所には、管理美容師の資格を証する書類を美容所内の見やすい場所に掲示するものとする。

## 4 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日